

【定期健康診断の対象者について Q&A】

Q1 定期健康診断の対象者に1週間の勤務時間が正規職員のおおむね2分の1以上とありますが、どの程度の勤務時間となりますか。

A1 1週間の勤務時間として、19時間22.5分以上の職員を対象としてください。

Q2 複数校を兼務する職員がいます。この職員は、定期健康診断の対象になりますか。

A2 県立学校間での複数勤務で、1週間の勤務時間を合算し19時間22.5分以上であれば、定期健康診断の対象となります。

*兼務する職員については、管理職等に確認を行い、該当する職員に「令和3年度定期健康診断の対象教職員」を周知のうえ、他所属の勤務時間数について把握願います。

Q3 複数校を兼務する職員（1週間の勤務時間を合算し19時間22.5分以上ある者）は、どこの勤務校で定期健康診断を受ければよいでしょうか。

A3 原則として、勤務時間数の最も多い所属で定期健康診断を受けることとなります。その場合は、その所属における「定期健康診断の受診者名簿」へ追加してください。

同程度の勤務時間数の場合は、該当職員が申し出た所属において定期健康診断の名簿へ追加してください。

*各所属において「令和4年度定期健康診断受診者名簿」を検診機関等への提出後、追加者がある場合は、「教職員定期健康診断（結核・基本検診）異動連絡票」（別紙様式6）、「教職員定期健康診断（胃検診）異動連絡票」（別紙様式7）に追加し、福利健康班まで報告願います。

Q4 定期健康診断の該当職員（1週間の勤務時間19時間22.5分以上）で、所属の検診日に受診できない場合は、どうすればよいですか。

A4 やむを得ない事由があるときは、他所属の巡回検診又は委託機関（宮城県予防医学協会検診センター）において受診願います。なるべく所属校及び他所属の巡回検診を活用願います。